

帝釈峡周辺における気象災害についての聞き取り調査（補）

谷岡能史

1 はじめに

筆者は2012年3月に「帝釈峡周辺における気象災害についての聞き取り調査」と題した論考（谷岡、2012、以下「前稿」とする。）を発表し、その後も地元からさらに情報提供を受けた。

前稿及び本稿は帝釈峡の近現代史の一端を考古学とは異なる調査手法や資料によって掘り起こそうとしたものであり、これを考古学的手法と組み合わせていくことは、帝釈峡における文化財の総合的理解と発信につながると考えられる⁽¹⁾。

しかし、資料の活用は容易ではなく、一般的なこととして、過疎化が進行している地域の資料は継承が一段と難しくなっている。前稿125ページの付記では「調査日誌、聞き取り対象者の氏名・生年・連絡先等は筆者が保管している。内容には個人情報が含まれるため厳重に管理しているが、学術的に必要なら有意義に利用されたい（照会先：広島大学大学院文学研究科考古学研究室）」とした。要するに、資料の保管は筆者、照会は広島大学で行うということである。これにより、著者は帝釈峡に関する資料を、広島県外へ転出後も自宅で保管するという状態になった。いうまでもなく、この間、資料の活用がなされることはなく、帝釈峡では往時を知る人が一段と少なくなった。

こうした状況から、筆者は2015年8月に文書で資料提供者へ再度情報提供を求めたとともに、資料の活用策を探り始めた。当初、資料を広島大学大学院文学研究科考古学研究室（以下「研究室」とする。）等に寄贈し、50年以上にわたる帝釈峡の発掘調査に関する資料とともに一般市民が広く閲覧できるようになればよいと考えたが、現実的にこれは難しい。さらに、大きな問題として、考古資料や史跡を主に扱う研究室において、これら以外の文化財をどう扱うか、現実問題として未知の部分が多いと認識される。そこで、筆者は、資料の目録、さらには資料の画像を公にすることで資料の存在を周知するとともに、そこに至るまでの経過を記すことで、帝釈峡において文化財を総合的に理解し発信するための議論のきっかけを提供したいと考えた⁽²⁾。

なお、以下で詳細を述べる資料は、前稿と矛盾するものではないことを前記しておく。

2 資料提供者へのお願い文の作成と同意書の取得

(1) 資料を掲載する際の問題点

資料には大きく分けて2種類がある。第一は筆者自身が調査段階において作成した資料（以下「資料A」とする。）で、調査日誌等がこれに該当する。第二は筆者が地元から入手した資料（以下「資料B」とする。）である。このうち資料Aについては、筆者自身の作成資料については個人情報等に配慮しつつ、筆者のみで第三者提供や公表の可否判断ができる。しか

し、資料Bについては所有権の所在が明確でなかった。もちろん、資料Bは論文への掲載等を前提として、資料提供者から筆者に提供されたものであり、資料の取り扱いは、これが筆者に提供された時点から筆者に一任されているとも解釈できる。しかし、資料提供者はあくまで資料を提供しただけであり、資料目録の公表については同意しておらず、資料の所有権が資料提供者に残っていると考えるなら、資料目録の掲載可否は資料提供者の意思によるという見方もできる。

（２）お願い文と同意書

筆者は資料目録を論文に掲載することについて、資料提供者から書面で同意を得ようと考えた。当初、筆者は資料提供者へ「資料目録掲載等に異論がある場合は期日までに（筆者に）連絡してほしい」という主旨の送付文を郵送しようとした。これは、「異論がある場合のみ言ってくるほしい、連絡がなければ目録掲載等に同意したものと解釈します」ということである。これは筆者のアクションに対して、資料提供者からリアクションがない事態も想定したためである。しかし、現実的に、こうしたケースで最も避けるべきことは不明瞭で記憶に依存した意思表示がもたらす「言った／言わない」というトラブルである。契約は電話を含む口頭でも成り立つが、書面（同意書）を得た方が無難であり、書面が筆者の側に残るようにした。さらに、書面によるやりとりの際に新たな情報を入手できる可能性もあった。

しかし、郵送・連絡作業においては難しい点もある。具体的には、相手先と連絡を取ることができると否かが発送時点では分からなかった。言い換えると、相手先が転居したり死亡したりすると、連絡先が不明となり、アクションを起こすことができなくなる。もちろん、相手先と連絡がつかなくなったからといって、資料を筆者の独断で公開することには法的なリスクがある。ただ、今回は4件の相手先すべてと連絡が付いた。その理由として、2012年以降も年賀状を送るなどして、相手先と定期的に連絡を取るよう心がけていたことがあるかもしれない。

書面による同意を得るにあたり、筆者は、送付状・同意書・前稿・資料目録のうち相手先の該当分（送付状において「別紙」と記載。）・82円切手を貼った返信用封筒を簡易書留で4件の相手先に送付し、同意書に署名又は押印の上、筆者まで返信してもらうようにした。筆者のアクションに対する、原蔵者のリアクションとしては、ア）資料の取り扱いを筆者に一任する、イ）資料内容が記憶にない、あるいは自分の親が作成した資料なので資料の中身を確認してから決めたい、ウ）筆者の求めには同意できない、エ）無回答という4つが想定された。

この送付状においては、資料目録の掲載だけでなく、その後における資料の取り扱いについても筆者に一任してもらうよう同意を求めた。というのも、今回は資料提供者と資料作成者がほとんどのケースで同一だったからであり、この段階では時期を決めていなかったものの資料画像を公にすることも念頭に置いていたからである。同意書は、「1」として資料の取り扱いを筆者に一任する、「2」として資料目録の掲載等には同意できないという2つの

選択肢から1つを選んでもらう形式とし、「2」については理由を記載してもらうこととした。また、2015年11月30日までに筆者に返信がない場合には同意書の「1」と同じ扱いとした。すなわち、言い方は不適切かもしれないが、全体の主旨は「資料を公開されたくなければ期日までに返送してください」ということである。その上で、何らかの書面が筆者に残ることが最も適切と考えた。

筆者が送付状を投函したのは2015年10月6日であり、10日後までに4件すべてから同意書が筆者のもとに返送されてきた。これら4件のうち2件は筆者に資料の取り扱いを一任するとのことであった。残る2件からの同意書には2つの選択肢のいずれにも「○」印が記されていないため、送付状・同意書等を簡易書留で再送した。その結果、このうち1件は『○』印を記すことを失念していた」とのことで、資料の取り扱いについて一任するという返信が届いた。残る1件については了解を得ることができず、再度、送付状等を簡易書留で郵送した。しかし、了解を得ることができず、この1件については目録への掲載を断念した（次章の目録にも記載していない）。

3 資料の概要

資料目録は以下の表のとおりである。記載方法は人と防災未来センターのもの（財団法人阪神・淡路大震災記念協会、2001）等を参照した。

これらのうち、資料番号01-01（図1）は筆者が2012年8月に送った情報提供の求めに対する、吉本氏からの回答である。資料番号01-02はその際に同封されていたもので、『三和町誌』の複写物である。吉本氏は三和町文化財審議委員の一人で、『三和町誌』の編纂にも携わった。資料番号01-03（図2）は2015年8月に筆者が前稿について追加的情報を求めたことに対する吉本氏からの回答である。資料番号01-01・01-03・三和町（1994、387～388頁）を総合すると、神石郡内では1939年の干ばつに際して7月14日に「千把火（せんばび）」（前稿の114～115頁を参照）を一斉に焚き、その一つが上地区のサギノス山であったという。

資料番号02-01（図3）は2012年5月における筆者の情報提供の求めに対する中村氏からの回答である。前半部分を中心に帝釈峡における気象観測記録等の所在が述べられている。資料番号02-02（図4）は同01-03と同様に、筆者が前稿について追加的情報を求めたことに対する中村氏からの回答である。資料02-02の様式は筆者が予め作成したもので、ここに記載をお願いする形をとった。

資料番号03-01（図5）は2012年8月に筆者が新坂自治振興センターにおいて藤井氏から入手したもので、同氏が筆者の来訪に合わせて新坂自治振興区内での雨乞いについて関係者から聞き取り、まとめたものである。三坂地区でも千把火が1950年ごろまで焚かれていたことなどが記されている。

4 おわりに

本稿では、筆者が前稿の前後に入手した資料について、その提供者との協議経過を示し、

資料の目録及び画像を掲載した。

広島大学考古学研究室では筆者が在籍したころよりも教員・学生が減少し、調査・研究を遂行する上で非常に厳しい状況にあるが、その素地である資料は全国に誇るべきものである。

帝釈峡には50年以上にわたる調査資料がある。帝釈峡における研究財産の蓄積は多方面に膨大であり、本稿がこれを生かしていくための何らかの契機となれば幸いである。

註

- (1) 2007年（平成19）10月に出了れた「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では地方公共団体における「歴史文化基本構想」の策定が提言された。同報告書は「有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（「関連文化財群」）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、総合的に保存・活用を行っていくことが望ましい。」としている。
- (2) ページ数を考慮して、当初は目録のみの掲載を予定していた。

参考文献

- 財団法人阪神・淡路大震災記念協会 2001 「震災資料所在調査実務編 帳票類の書き方について 第三期『資料個票』の書き方マニュアル」『震災資料の分類・公開の基準研究会報告書』財団法人阪神・淡路大震災記念協会報告書 vol.4、132～135頁。
- 三和町 1994 『三和町誌』、三和町誌編さん委員会。

Past Meteorological Disasters according to Interviews Conducted in the Vicinity of Taishaku-kyō

Takashi TANIOKA

In this paper, materials about past meteorological disasters occurred in the Taishaku-kyō area are made public.

From 2011 to 2012, I studied past meteorological disasters that occurred in the area and the results were published in the Bull. Dep. Archaeol. No. 4, March 2012.

Although I moved out of Hiroshima Prefecture, I have been taking care of materials related to the study - for example letters and papers, I got from people living in the area - at home. This fact has prevented people concerned with past disasters or the history of the area from conducting research. Therefore, concerning the materials I secured letters of consent from the donors living in the area and published an inventory and images of the sources.

平成27年10月6日

〇 〇 〇 〇 様

谷 岡 能 史

雨乞い関係資料等の目録掲載について（お願い）

中秋の候、いかがお過ごしでしょうか。私は平成24年3月まで広島大学、本年4月から兵庫県豊岡市で勤務しております谷岡能史です。

さて、私は、みなさまから情報提供を頂き、平成24年3月に「帝釈峡周辺における気象災害についての聞き取り調査：雨乞い・干ばつを中心として」（『広島大学考古学研究室研究紀要』第4号 所収）（以下『紀要』とします。）を発表し、その125ページにおいて「調査日誌、聞き取り対象者の氏名・生年・連絡先等は筆者が保管している。内容には個人情報が含まれるため厳重に管理しているが、学術的に必要なら有意義に利用されたい（照会先：広島大学大学院文学研究科考古学研究室）。」と記しました。さらに、平成24年度以降も関係する方から情報提供を頂戴しました。

しかし、紀要において「筆者が保管している」とした資料について具体的な記載はなく、平成24年度以降にいただいた資料も含めて、広島大学とも相談しつつ、私が兵庫県豊岡市の自宅で保管しています。この間、帝釈峡では昭和20年代以前の事柄を知る方が一段と減少しました。こうした状況から、私は提供していただいた資料の目録を研究論文等に掲載するとともに、資料を公的機関及び研究者等に提供するなど、今後において地域資料の活用を図りたいと考えています。

つきましては、〇〇様からご提供を受けた雨乞い等に関する資料に関し、同封の同意書を平成27年11月30日（月）までに私へご返送いただき、当該資料の目録（別紙参照）を掲載すること及び今後における資料の取り扱いについて、私へご一任いただきますようお願い申し上げます。

なお、たいへん恐縮ですが、ご返送がない場合は、目録の掲載及び資料の取り扱いについてご一任いただいたものとします。

【本件連絡先】

（筆者の自宅住所、電話番号、メールアドレスを記載。）

谷岡 能史（たにおかたかし）

同意書

平成27年 月 日

谷岡能史宛

氏名： 印

雨乞い等に関連する資料の目録掲載及び今後の資料の取り扱いについて、

- 1 谷岡能史に一任します。
- 2 目録の掲載等には同意できず、今後における資料の取り扱いについても一任できません。

(理由：)

上記1又は2のいずれかに「○」を付けてご返送いただきますとともに、上記2の場合はその理由もご記入願います。また、ご不明な点がありましたらご遠慮なくお尋ねいただければと存じます。

押印は、氏名を自署される場合、不要です。

表 資料目録（※資料作成者は番号01-02を除き資料提供者と同じ。）

資料提供者番号	資料提供者	資料点数	資料番号	資料分類	資料名称	資料内容 (キーワード)	資料作成日	資料受入日	様式	形態
01	吉本 壽	1	01-01	文書	旧三和町内における過去の雨乞いについて	千把火、サギノス、木負子、稚児の池	2012/08/12	2012/08/13	B5×2枚	二つ折り
01	吉本 壽	1	01-02	文書	旧三和町内における明治時代以降の災害について	『三和町誌』(384～391ページ及び奥付)の複写。	1994/10	2012/08/13	A4×5枚	二つ折り・ホッチキス止め
01	吉本 壽	1	01-03	文書	旧三和町内における過去の気象災害について(回答)	昭和14年の干ばつ、昭和45年8月21日の大雨	2015/08/25	2015/08/28	A4×2枚	二つ折り
02	中村慎吾	1	02-01	文書	帝釈峡での気象観測記録と周辺地域の雨乞いについて	千把火、昭和14年の干ばつ等について	2012/05/17	2012/05	B5×2枚	二つ折り
02	中村慎吾	1	02-02	文書	過去の気象災害について(回答)		2015/09	2015/09/05	A4×1枚	一紙
03	藤井岑雄	1	03-01	文書	新坂自治振興区内における過去の雨乞いについて	千把火	2012/08/13	2012/08/21	A4×1枚	一紙

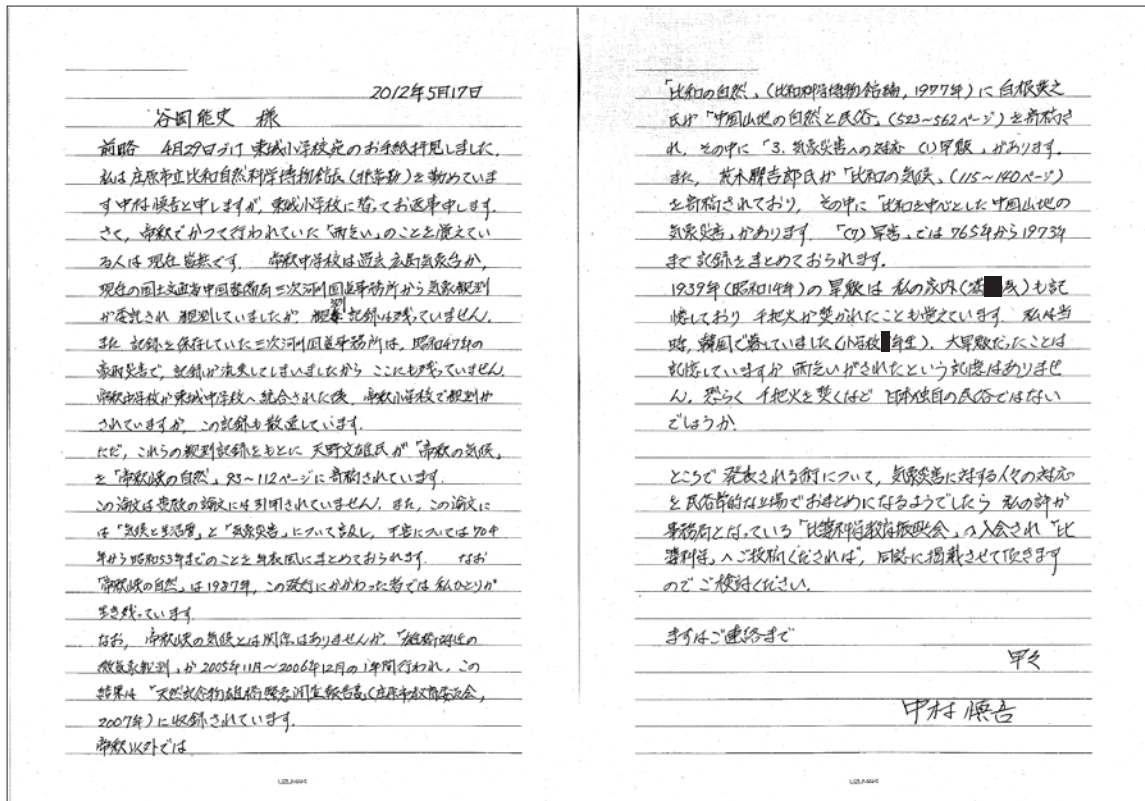


図3 資料番号02-01「帝釈峡での気象観測記録と周辺地域雨乞いにつて」

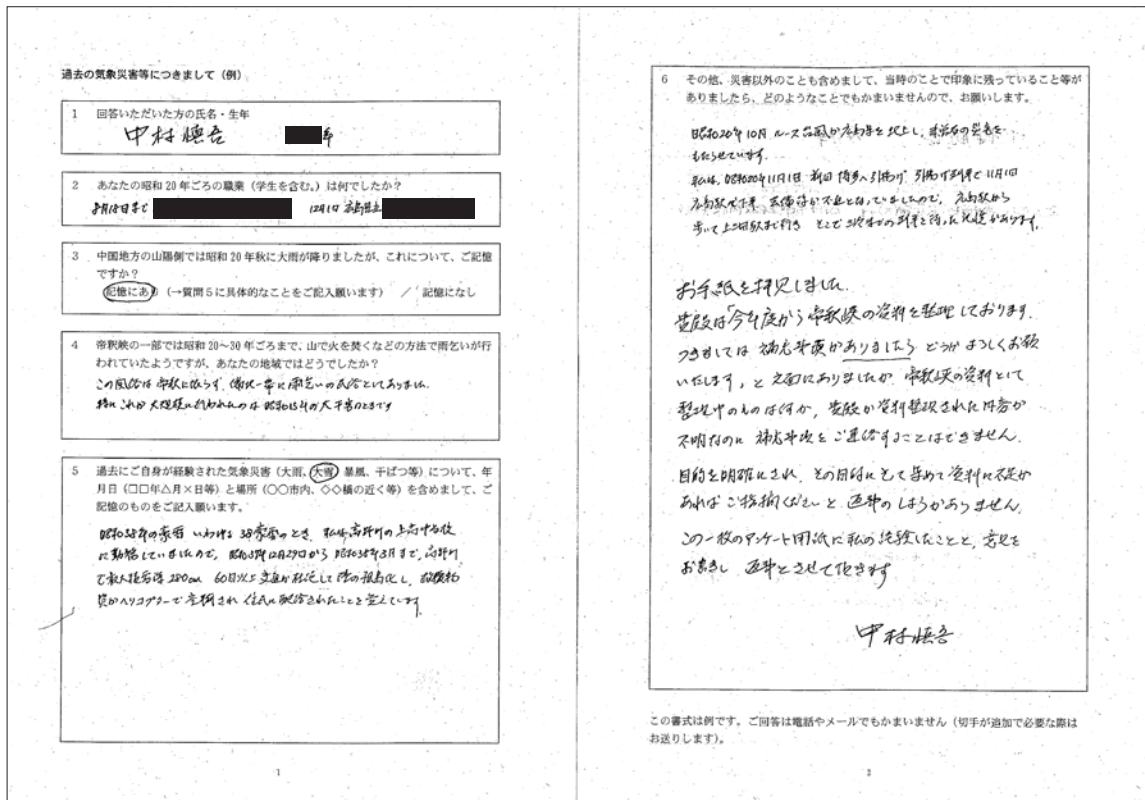


図4 資料番号02-02「過去の気象災害について」(回答)